

秋田県告示第499号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定に基づき、告示する。

平成30年10月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

	名 称	所 在 地	変更年月日
旧	訪問看護リハビリステーション	能代市花園町26番22号	平成30年7月23日
新	わかば	能代市河戸川字上大須賀2番地1	
旧	きりん薬局	南秋田郡八郎潟町川崎字貝保99番地2	平成30年9月12日
新	共創未来八郎潟薬局		
旧	西木調剤薬局	仙北市西木町門屋字敷田170番地	平成30年9月29日
新		仙北市西木町門屋字道目木320番地1	